

JIS

家庭用電気機器及び類似機器からの 人体ばく露に関する電磁界の測定方法

JIS C 1912 : 2014
(IEC 62233 : 2005)
(IEEJ)

平成 26 年 8 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	早田 敦	電気事業連合会
	原田 真昭	一般社団法人日本電線工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.8.20

官 報 公 示：平成 26.8.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電気学会

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 6-2 HOMAT HORIZON ビル TEL 03-3221-7201)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
3.1 物理量及び単位	2
3.2 用語及び定義	2
4 試験方法及び限度値の選択	4
5 測定方法	4
5.1 電界	4
5.2 周波数範囲	4
5.3 測定距離, センサの位置及び動作条件	4
5.4 磁界センサ	4
5.5 磁界の測定手順	4
5.6 測定の不確かさ	8
5.7 試験報告書	9
6 結果の評価	9
附属書 A (規定) 磁束密度測定のための条件	14
附属書 B (参考) ばく露限度値	21
附属書 C (規定) 結合係数の決定	23
附属書 D (参考) 附属書 B の限度値による計算例	28
参考文献	36
解 説	38

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電気学会 (IEEJ) から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

－ 氏名：ナルダ セイフティ テスト ソリューションズ ゲーエムベーハー

Narda Safety Test Solutions GmbH

－ 住所：ドイツ連邦共和国，72793 プフルンゲン，ザントハウゼンシュトラッセ 7

Sandhausenstraße 7, 72793 Pfullingen, Germany

－ 特許番号：P3487824 (日本)，100 00 706 (ドイツ連邦共和国)，1327593 (イタリア)

上記の、特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

家庭用電気機器及び類似機器からの人体ばく露に 関する電磁界の測定方法

Measurement methods for electromagnetic fields of household appliances and similar apparatus with regard to human exposure

序文

この規格は、2005年に第1版として発行された IEC 62233 を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、300 GHz 以下の電磁界を取り扱い、家庭用及び類似用途の電気機器周囲の電界の強さ及び磁束密度を評価するための方法について、試験条件並びに測定距離及び測定位置を含めて規定する。

電気機器は、モータ、発熱体、又はこれらの組合せによって構成される場合もあり、電気回路又は電子回路を含む場合もある。電気機器への電力供給には、商用電源、バッテリー、又はこれら以外の電源を用いる場合がある。

電気機器には、家庭用電気機器、電動工具及び電動玩具のような機器を含む。

通常の家用品として意図されたものでない場合も、一般の人が近付くことがある機器、又は専門家でない人が用いることがある機器は、この規格の適用範囲に含む。この規格は、次の機器には適用しない。

- ・ 重工業向け専用に設計した機器
- ・ 建物の固定電気設備の一部として意図した機器（ヒューズ、遮断器、ケーブル、スイッチなど）
- ・ ラジオ受信機、テレビ受信機、オーディオ機器、ビデオ機器及び電子楽器
- ・ 医用電気機器
- ・ パーソナルコンピュータ及び類似機器
- ・ 無線設備
- ・ 車両専用に設計した機器

この規格及び／又はほかの規格の箇条で、同時に対象とする多機能機器からの電磁界評価は、動作状態の関連機能に関するそれぞれの箇条又は規格の規定を用いて行う。

機器の通常使用状態でない動作については、考慮しない。

この規格には、人体ばく露の評価を行うために必要な次の規定要素を含む。

- ・ センサ
- ・ 測定方法
- ・ 試験対象の機器の動作条件
- ・ 測定距離及び位置